

八尾市総合計画審議会 第5回評価部会
議事録

日 時：令和6年7月2日（火） 18時30分～20時30分

場 所：八尾市役所 本館8階 第2委員会室

出席者：田中部会長、清水副部会長、和泉委員、和田委員（Web参加）、柿本委員、川野（昭）委員、佐野委員（Web参加）、重田委員、田上委員、宮本委員（Web参加）
事務局

※委員名は号数順の五十音順

1. 開会

事務局（政策推進課）

定刻となりましたので、ただいまより「八尾市総合計画審議会第5回評価部会」を開催させていただきます。まず資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

以降の進行は田中部会長にお願いします。

田中部会長

皆さんこんばんは。前회가3月下旬でしたので、この3か月はあっという間で、大学の授業もほとんど前期が終わろうとしています。

昨年12月から今年の3月にかけて前期計画の振り返りを行い、それをベースとして後期計画の策定に向けたアイデア等皆さまの提案をとりまとめました。以後、行政において後期計画の原案が策定され、その原案について皆さんに集中的に審議いただきます。昨年度の議論では、多数の市民委員にご参加いただいたこともあり、これまでの審議会とは違った色合いで進めてまいりましたが、会議の狙いがわかりにくいといった指摘もいただき、事務局から評価部会の手引きを作ってもらいました。これを読んでいただき、わかりやすくなりましたでしょうか。前提は共有できたかと思しますので、この後審議を進めてまいります。

田中部会長

それでは次第をご覧ください。次第の2.「後期計画策定の基本的な考え方について」をご説明いただいたうえで、各施策について3回に分けて審議してまいります。本日は初回となりますので、後期基本計画策定の基本的な考え方について事務局より説明いただき、後期基本計画について共通認識をもったうえで議論に入りたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

2. 八尾市第6次総合計画後期基本計画策定の基本的な考え方について

事務局（政策推進課）

【資料1】「八尾市第6次総合計画後期基本計画策定の基本的考え方」について説明

田中部会長

ただいまの説明について、確認することはありますか。

（ご意見・ご質問なし）

3. 施策の審議について

田中部会長

次第の3を進めてまいります。昨年度の進め方と同様、全施策を3回に分けて審議を行います。本日は施策1から4、19から21、23から26の3つのパートに分け全部で11施策を審議いたします。まず事務局から簡単に見直しの内容について説明を受け、皆さまのご意見を伺いますが、いくつかの施策を分野ごとにまとめて審議を行います。まずは施策1から4について、子育てや教育に関する施策となりますが、最初の施策ですので、資料の見方や前期計画からの変更点を含め、事務局から説明をお願いします。

事務局（政策推進課）

【資料2】「後期基本計画施策シート」について説明（施策シートの見方、施策1～4）

田中部会長

施策シートのうち、項目A.めざす暮らしの姿とB.実績・現状が昨年度議論した内容を整理したもの、そしてC.課題とD.基本方針が今回、主に議論していくところになります。加えてC.とD.については、率直に意見や疑問を投げかけていただき、特にD.については、こういう風な取り組みもあるのでは、といった提案もお願いしたいと思います。

＜施策1＞

田中部会長

それでは施策1についてご意見、ご質問はありますか。挙手をお願いします。

柿本委員

新規追加されたA.めざす暮らしの姿の4について、子どもに聴くことはかなり大事なことだと思いますが、課題にもあるとおり、子どもから意見を聴くことは難しくもあります。「意見を聴く仕組みをつくる必要があります」とありますが、実際にはどのように進めようとお考えでしょうか。

田中部会長

基本方針ですので、表現が抽象的な方向性となることはやむを得ないと思います。ただし、我々が議論をしていく中で、具体的な取り組みなどのイメージを共有しながら進めたいと思いますので、担当課として何か具体的な例示等があれば、教えていただけますでしょうか。

事務局（こども若者政策課）

国が定める「こども基本法」において、子ども・若者自らが、子どもの施策等関係のあることについて、当事者として意見を表明し、それを反映するということが義務づけられているところがございます。これからどのように意見表明いただく機会を作っていくか、本市においても試行錯誤をしているところではありますが、例えば大型商業施設で子どもに集まってもらい、工作をしながら自分の意見を出してもらったり、「なんでやねん！すごろく」というツールを使い、子どもと一緒に遊びながら、今疑問に思っていることや、やってみたいことといった意見を表明してもらおう等、気軽に乳幼児から18歳までの子どもが意見を言えるような取り組みを始めているところです。その他、他市では子ども議会などを開催するという取り組みもありますが、本市では、なかなかそういった場で声を上げにくいという子どもの意見を聴くために、アドボケイトと言いまして、例えばニートや引きこもりになってしまった若者や子どもの意見を、その支援者を通じて意見をあげていただく等、今年度支援者の方からヒアリングを行いながら、子ども施策へ反映する方法について検討しております。

柿本委員

子どもから意見を聴く最も簡単な方法は、学校や幼稚園・保育園を通じることだと思いますが、それらとの連携はどうお考えでしょうか。

事務局（こども若者政策課）

WEB上に子どもが質問に答えるような形で意見を入力できるサイトを設けております。それを、学校や就学前施設を通じて保護者向けのちらしをお配りさせていただいており、学校で使うタブレットや保護者のスマホを用いて、子どもの意見を市へダイレクトに届けていただく仕組みを構築しております。

和泉委員

めざす暮らしの姿1のC.課題の2つ目の●で「地域資源」という言葉がありますが、昨年度の議論でもあったように、具体的にどのようなことを開拓するのかイメージしにくいと感じます。もう少し具体的に書かれた方が、課題が鮮明になるのではないのでしょうか。地域資源とは非常に便利な言葉で、色々と解釈できますが、妊娠・出産・子育てにおける地域資源となると、なかなかイメージが湧かないのではないのでしょうか。

事務局（こども・いじめ何でも相談課）

様々な民間団体である、社会福祉法人や地域の団体等を含めて広く地域資源と呼んでおります。対象となる全てを記載すると非常に多くなりますので、地域資源と表現しておりますが、公だけですべてを行うことはできませんので、地域資源である社会福祉法人や地域の町会や民生委員の皆さまとともに、子どもへの支援を行っている状況です。

田中部会長

いわゆる関係機関・団体と連携・協働するということでしょうか。そのあたりが伝わるような表現について、検討をお願いします。他にはいかがでしょうか。

宮本委員

D.基本方針③の「ヤングケアラーの理解を深める情報発信」とありますが、その情報発信とは具体的にはどのようなことで、どのように進めていかれるのでしょうか。

事務局（こども・いじめ何でも相談課）

ホームページや市政だよりでの広報のほか、ヤングケアラーの理解については、子どもたちあるいは子どもと関わりのある大人に対して情報発信をしていきたいと考えております。昨年度、ヤングケアラーに関する実態調査を行ったところ、ヤングケアラーと思われる子どもは、家族以外では、サービスを受けているヘルパーや医療機関に相談していたことが分かりました。そのため、子どもに関わる事業者や地域の方に対して情報発信したいと考えており、地域に対しては、既に研修等として、市役所が出張する形で情報発信に取り組んでいます。

和田委員

新規追加された A.めざす暮らしの姿 4 の D.基本方針⑦は非常に大事なことだと考えます。文章中、子どもの権利については記載されていますが、権利とともに守るべき保護の部分も重要だと考えます。権利の表記を「権利・保護」とすることについてはどうお考えでしょうか。権利を包摂して、守られた中で発信できるというニュアンスが必要ではないでしょうか。

事務局（こども若者政策課）

「子どもの保護」が子どもに対する支援や子どもを社会で守って育てていくという視点でありますと、これまでの A.めざす暮らしの姿の 1 から 3 でお示ししてきたと考えております。今回はこれに加えて、子どもが当事者として自ら次のステップにチャレンジしたり、当事者の声を届けて、その反映のために子ども施策を展開していくといった視点を合わせてめざす暮らしの姿 4 にお示ししております。ご指摘の保護とは、子どもの支援全体のことで

はなく、「子どもの言った意見を守る」ということでしょうか。

和田委員

まさにご回答の通り、「意見すること」についても非常に勇気があることですので、それを保護するという視点が必要ではないかと思います。

田中部会長

声を上げることがきちんと守ることについて、ニュアンスを含めるかどうか合わせて検討してください。

《施策2》

田中部会長

D.基本方針②について、課題にある保育士の確保は本評価部会でも特に議論となりました。基本方針もその課題を受けた形になっていますが、どちらも表現が「保育教諭の確保」となっています。課題と基本方針で書きぶりを少し変えてもよいのではないのでしょうか。

事務局（保育・こども園課）

保育教諭の確保につきましては、引き続き公民連携による様々な取り組みを進めており、もう少し伝わるような書きぶりにできないか検討いたします。

田中部会長

ご検討をお願いします。その他にはいかがでしょうか。

柿本委員

現場の保育士に話を聞く機会がありますが、待遇改善をあまり実感できていないというご意見が多くありました。待遇改善に関して実態はどのような状況でしょうか。

事務局（保育・こども園課）

処遇改善加算として待遇改善のための加算が含まれており、給与面の改善に加え、保育教諭が安心して働き続けられる環境づくりが今後の保育士確保につながると考え、各施設と話し合いを続けながら、更なる工夫を考えてまいります。

柿本委員

給与面が補助されており、それ以外については検討中という理解でよろしいでしょうか。

事務局（保育・こども園課）

新規就職者に対する給付や家賃補助、市内飲食店等で使用できる応援パスポートの配布などにも取り組んでおります。

田中部会長

先ほど指摘しました基本方針②において、現状の保育士確保に向けた取り組みと合わせて整理をお願いします。

田上委員

明石市は保育の充実に注力して成果を上げていると聞きます。これと比較して、八尾市での取り組みや予算、人員の状況はどのようになっているのでしょうか。

事務局（保育・こども園課）

保育士確保につきましては、全国の自治体が様々な工夫に取り組む中、本市ではどのようなことができるか検討しており、財源等も鑑み本市独自の取り組みについて検討しているところです。

田上委員

他市の良いところはぜひ積極的に取り入れていただきたいと思います。

＜施策3＞

和泉委員

学校現場と関連する施策ですが、学校現場へ施策における課題や基本方針について共有する機会はあるのでしょうか。

事務局（学校教育推進課）

毎年4月に各学校の校長が集まる校長会を実施しており、その会議において、教育長や教育委員、教育委員会の幹部職員が出席し、教育委員会として今年度重点的に取り組むべき方向性について提示しております。各校長はそれを踏まえた上で、各学校の教育方針に基づいて1年間の教育活動を実施していただくこととなっております。

清水副部長

D.基本方針⑦について、「教育環境を、地域の協力も得ながらつくります。」という表現は、学校施設内というイメージを抱きますが、C.課題には「交通安全意識」とあるように、学校周辺の地域環境ということが読み取れるような表現にはいかがでしょうか。

また D.基本方針⑧については、C.課題において小規模特認校に関する指摘がある中で、基本方針⑧においても「学校規模の適正化を進めていきます」という表現があると、学校の

統廃合をイメージします。今後は、小規模特認校について積極的に考えても良いと思いますので、冒頭の「学校規模適正化に係る」という表現は良いと思いますが、文章最後の「学校規模の適正化」という表現は無くても良いのではないのでしょうか。

事務局（学校教育推進課）

基本方針⑦については、ご指摘の通り課題として通学路の安全対策を考えており、学校の教育環境・施設整備ではございませんので、表現を検討いたします。

事務局（教育政策課）

小規模特認校制度につきましては、令和5年度から市内4校で開始しております。市内全域から入学できるようになっており、小規模校の解消を目的として進めているところです。その成果・効果の検証を行いながら、学校施設の老朽化や少子化の進展等の状況を踏まえて、八尾市として学校の適正な規模を検討していくという意味でこのように表現しております。

清水副部長

多角的に検討したいという点は読み取れますが、規模の適正化が統廃合ありきでないこと発信していただきたいと思います。

佐野委員

D.基本方針⑥について、「不登校の未然防止、早期発見」とありますが、不登校については、早期対応はできても、未然防止や早期発見は難しいと思います。未然防止の具体的な方法や早期発見における各ご家庭との連携の仕方について、具体的な取り組みを教えてくださいませんか。

事務局（教育センター）

不登校の未然防止につきましては、学校内での居場所づくりとして校内教育支援ルーム、いわゆる別室など、安全安心に過ごせる場所を活用して、不登校が長期化する前に動いていって、一つ一つ前に進めるような支援を進めています。早期発見では、校内でアンテナを張って子どもの様子を見るとともに、家庭訪問等を繰り返し、家庭との連携しながら取り組んでおります。

田中部会長

昨年度の議論ではフリースクールなど学校以外の居場所についての議論がありました。D.基本方針⑥では「学校内外の居場所づくり」という表現になっていますが、フリースクールも含むと理解して良いのでしょうか。

事務局（教育センター）

学校外の居場所づくりとして、フリースクール等との連携も考えており、お互いの取り組みの共有等を行うなどしております。

田中部会長

昨年度審議会指摘事項として、フリースクールという具体的な名称もありましたので、基本方針にフリースクールと記載してもよいのではないのでしょうか。

事務局（教育センター）

フリースクールのみならず、様々な学校外の居場所づくりとして、広くまとめて「学校内外」と表現しておりますが、ご意見を踏まえ検討いたします。

清水副部長

D.基本方針⑨は、他の基本方針と比較してかなり抽象的な表現となっています。地域とともにある学校づくりをどのように進めていくのか分かりづらく、もう少し具体的に書くことはできないのでしょうか。

事務局（教育政策課）

様々な取り組みが各地域で行われております。各地域で子ども会、地区福祉委員会、校区まちづくり協議会など子どもたちを取り巻く環境は様々であり、ひと括りにまとめることが難しく、このような表現としております。

田中部会長

八尾市では学校地域協議会の取り組みはあるのでしょうか。

事務局（学校教育推進課）

現在本市においては、「学校評議員」という制度を活用し、本市の実情を踏まえて、地域とともにある学校づくりを進めております。学校運営協議会いわゆるコミュニティ・スクールの導入と学校地域活動本部の設置を両輪でどのように進めていくのかを検討しており、現時点でコミュニティ・スクールの運用について具体的に決まっているところではございません。

田中部会長

基本方針の中で、現在八尾市で進めている方向性がもう少しわかるように表現できるとよいと思います。

重田委員

小学校の建物は築何年くらいまで利用できるものでしょうか。

事務局（教育政策課）

学校の立地状況等によって耐用年数は異なりますが、一般的には鉄筋コンクリート造ですので、手入れや補強の状況にもよりますが、長ければ60年から70年程度使えるものと考えております。ただし、内部の設備や備品については老朽化してまいりますので、随時、点検しながら手入れをしているところです。

＜施策4＞

川野委員

この施策で対象としている若者の年齢は、何歳まででしょうか。

事務局（こども若者政策課）

「子ども・若者育成支援推進法」では39歳までを法の対象としています。一方、「こども基本法」では、年齢に限らず発達途上にあるものは「こども」として、施策の対象としております。39歳をひとつの目途としますが、法の趣旨にも沿って、その年齢を過ぎても一定支援の対象と考えております。

川野委員

若者というと、大学等どこかで学んでいる方が対象だと思っていたので、幅が広くて驚きました。子ども・若者というと、どこかで学校とつながっており、連絡が取りやすい印象がありました。学校を卒業した後から39歳までの方と社会との連携や連絡を施策として検討されていても、声が届きにくいのではないかと思います。

事務局（こども若者政策課）

若者の相談支援施策については課題として取り組んできたところです。ニートや引きこもりなど、家から出られない状況が長期化すると、保護者が亡くなるまで続くことも多く、8050問題などとも言われます。前期基本計画の期間に若者相談支援の窓口を設置し、電話相談から開始し、その後対面相談を行うとともに、福祉部局とも連携しながら次のステップの支援へと展開しているところです。

田上委員

D.基本方針⑤の「多様な取り組み」は、もう少し具体的な表現ができないでしょうか。

事務局（こども若者政策課）

家庭、学校以外の第 3 の居場所いわゆるサードプレイスとなる居場所を多様化していくことが大きな課題だと考えています。例えば子ども食堂や学習支援がそのひとつになりますが、中学・高校・大学になると、また異なる場所が必要になると考えており、現在、当事者の意見を聞きながら検討しているところです。

田中部会長

具体的に書けることがあれば、表現を検討してください。

和泉委員

こども会の加入率について、市としては 100%をめざすことをお考えでしょうか。

事務局（生涯学習課）

こども会においては 100%をめざしておりますが、なかなか、難しい状況にあります。担い手や子どもが集まらないといった問題もあり、100%の実現は難しいと考えております。人数や活動が限られる地域は、連合こども会として集まることで成り立つよう工夫しています。

清水副部長

D.基本方針①について、A.めざす暮らしの姿 1 の姿に対する方針としては、「チャレンジできる環境づくり」というよりも、実績・現状にあるような子ども・若者の健全育成の方が近い意味合いではないかと感じます。全体のストーリーとしての整合性を考えると、基本方針④でも記載があるので、ここになくても良いのではないのでしょうか。

事務局（こども若者政策課）

D.基本方針①については、ご指摘の通り C.課題にある放課後児童対策等が主となっております。D.基本方針④については、ニートや引きこもりなど課題を抱える子どもが次のステップに行けるような居場所を意識した方針としており、D.基本方針①は課題を抱える子ども以外も含め、居場所を通じて様々な経験ができる居場所をイメージしています。ご指摘を踏まえて、整理いたします。

田中部会長

それでは次に、施策 19 から 21 について審議を進めてまいります。こちらは健康や医療に関する施策となります。まずは事務局より説明をお願いします。

事務局（政策推進課）

【資料 2】「後期基本計画施策シート」について説明（施策 19～21）

＜施策 19＞

川野委員

がん健診の受診率が低いとの課題に関連して、以前はお知らせのハガキが来ていましたが、今は送付していないのでしょうか。それども年代別にお知らせを送付しているのでしょうか。

事務局（健康推進課）

がん検診の勧奨につきましては、子宮がん検診は 20 歳、乳がん検診は 40 歳の対象者に対し、最近封書で受診勧奨のお知らせを送付しています。また未受診者に対しては、例えば乳がん検診は 45～55 歳の未受診者、胃がんの場合は内視鏡検査をしていない方など、対象を絞って通知を行っております。勧奨については、大阪府精度管理センターと効果的な方法を相談しながら取り組んでおります。

川野委員

全体的な受診率向上のためには、例えばアプリを使うといった方法があってもよいのではないのでしょうか。

事務局（健康推進課）

生活応援アプリ「やおっぷ」において、令和 5 年度から健康づくりに関するカテゴリーを追加し、がん検診の受診記録や定期受診につながるような PUSH 通知の設定ができるようになっております。また、地区健診については、該当校区の方に通知をする等しておりますが、「やおっぷ」をインストールしていただく必要があるため、全市への通知とはなっていない状況にあります。

田中部会長

自治体のアプリは活用されにくいところがありますので、受診率向上のためにも一層の工夫を期待します。

和田委員

提案ですが、D.基本方針③や④に関して、従来の平均寿命に対して健康寿命という概念を示されておりますが、さらに近年は幸福寿命という考え方も出てきております。寿命の定義が多様化する中、市民に寿命という言葉の移り変わりや捉え方等を知り、考えてもらうためにも、先行して幸福寿命という言葉を採用してみてもいかがでしょうか。

事務局（保健企画課）

病気ではないことがイコール幸福ということではなく、ウェルビーイングのような考え
方になるかと思います。本市ではまだ用語として使用しておりませんが、今後の社会動向等
も踏まえて検討してまいります。

和田委員

他自治体における先進事例や認知度等研究いただき、ぜひ遅れないようにしていただき
たいと思います。

田中部会長

もし「幸福寿命」という用語を使っていくこととなると、健康の対象となるのは物理的な
健康にとどまらないのではないのでしょうか。

事務局（保健企画課）

現在の記述（健康寿命）としては、介護保険制度における要介護2以上の認定を受けるま
での状態という基準であり、必ずしも物理的なもののみ限定しているわけではありません。
ん。

田中部会長

物理的な意味での健康の前提となるのは、「人と話したか」など人とのつながりの有無も
組み込むべきかもしれません。幸福寿命という点も重要な点ではないので
しょうか。健康づくりにおける人と人とのつながりについては、別施策で扱うことになるの
でしょうか。

事務局（保健企画課）

フレイル（加齢により筋力や心身の働きが低下して「要介護」状態に近づいてきた状態）
には身体的フレイルとともに社会的フレイルという側面もあり、身体のみでなく、社
会的つながりや社会参加も目標としています。文言としては表現していませんが、意味合い
としてそれらも含めて考えております。

田中部会長

「健康づくり」を考える上で、捉え方を狭いものにしてほしくないのです。健康施策にお
いても、人と人とのつながりやウェルビーイングを意識してもらえそうな表現ができ
るとよいと思います。

《施策 20》

宮本委員

施策 20 全体として、コロナや大規模震災、自殺予防などテーマが多岐にわたるものが、施策をひとつにまとめているのは、どのような意図なのでしょう。

事務局（保健企画課）

保健所が主に担当している取り組みを位置づけており、大きな概念として、健康のための環境を守る施策としてまとめているところです。

田中部会長

D.基本方針②の「包括的」という表現に含まれるのですが、自殺に至らないためのつながりづくりとして居場所づくりなどもこの中に含まれるという理解でよいのでしょうか。

事務局（保健予防課）

居場所づくりにつきましても、含むものと考えております。

田中部会長

そういうことなら、「包括的」だけでは少し漠然とし過ぎているため、もう少し具体的に表現できないでしょうか。

事務局（保健予防課）

自殺予防としては、生活の困窮、社会的な居場所、8050 など家庭内の問題など様々な課題・要因を抱える人がいて、それぞれの取り組みが総合的に自殺予防につながるという考え方です。個々の取り組みを進める際の視点のひとつとして自殺予防につながるということを踏まえた表現としておりますが、表現の仕方については検討いたします。

＜施策 21＞

川野委員

D.基本方針④にある「かかりつけ薬剤師」というのはどのような人なのでしょう。いまひとつ、そのメリットがわかりにくいです。

事務局（保健企画課）

従来は「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局」でしたが、薬局でも調剤だけではなく、日常的な健康相談等ができるところが増えており、担当の薬剤師をつくることで、健康に関するアドバイスを受けられるようになるのではないかと考えています。

川野委員

例えば医師なら、そこを窓口としていくつもの医療機関をハシゴしなくてもよいといっ

たイメージができるのですが、かかりつけ薬剤師については、受診する医療機関ごとに処方してもらった薬も異なるので、イメージが難しいと思います。わかりやすいアピールが必要ではないでしょうか。

事務局（保健企画課）

顔なじみの薬剤師ができることで、相談する窓口が増えることとなります。医師としての視点でのアドバイスだけでなく、薬剤師の視点でアドバイスを受けることができ、広い視点での健康相談が受けられるということがメリットになると考えております。

田中部会長

具体的に展開する際には工夫が必要だと思います。医師や歯科医師ではできないが、薬剤師ならできる、果たせる役割があるということなら、それを打ち出してしていく必要があると思います。

田中部会長

それでは本日、最後のパートに進みます。施策 23 から 26 について審議を進めてまいります。こちらは高齢者や障がい者、生活困窮者なども含め、福祉に関する施策となります。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局（政策推進課）

【資料 2】「後期基本計画施策シート」について説明（施策 23～26）

＜施策 23＞

田中部会長

D.基本方針②について、不動産事業者やNPOとの連携による支援が考えられますが、具体的にどのように進めようとしているのでしょうか。

事務局（地域共生推進課）

本基本方針を追加した背景として、例えば夫婦二人の年金暮らしだった人が、死別等で一人になり、一人では家賃負担が高いため転居が必要となるような場合、孤独死などの懸念から、入居拒否されるといったケースが増えてきております。そうした際の住宅確保として、要配慮者が円滑に入居できるよう、社会福祉協議会や民間不動産会等との連携を検討しております。今年度に検討を行い、次年度以降具体的に進めたいと考えております。

＜施策 24＞

田中部会長

認知症の方の見守りや徘徊時の本人の安全確保や家族への負担の抑制など、認知症の問題を家族だけの負担にせず、皆で支えていこうという方針が追記されています。大牟田市（福岡県）では、小中学校の児童・生徒が徘徊する高齢者をみかけた時、声をかける研修をされていますが、学校・園との連携を基本方針に踏み込んで記載することはいかがでしょうか。

事務局（高齢介護課）

子どもの観点での見守りというご指摘は非常に大事なことだと考えております。見守り体制として認知症サポーターの育成に取り組んでおり、その一貫としてキッズサポーターの育成として、小学校で講座を実施しており、順次、小学校を回っております。

理解を広げるため、今後、大人や職域に対しても認知症に対する理解を深める取り組みを広げていきたいと考えています。

田中部会長

学校や事業者向けの取り組みを進めていくということですので、そのあたりを基本方針②に書いてはいかがでしょうか。

田上委員

孤独や運動不足は認知症につながる恐れがあるので、高齢者に対して、もっとボランティア参加をPRできないでしょうか。ボランティア参加は、仲間づくりや運動不足の解消にもつながります。例えば市政だよりや市のホームページに活動内容やトピックスを掲載し、「もっとボランティアに参加しましょう」といった呼び掛けをしてはいかがでしょうか。

事務局（高齢介護課）

地域デビューやシニアサポーター養成講座といった取り組みを実施し、市政だより等で募集しているところです。また、養成したボランティアが活躍できる場づくりにも一体的に取り組んでおります。

田上委員

募集だけでなく、活動状況等についてもより一層のPRをお願いしたいと思います。

〈施策 25〉

清水副部長

D.基本方針①に「制度等の周知を図ります」という表現が追加されておりますが、現在は周知が足りていないという認識から追加されたということでしょうか。

事務局（障害福祉課）

高校を卒業した後の支援に課題があるというご指摘を関係する審議会から受けております。また、別の会議の場においても、支援メニューは揃っているが、周知が不十分というご意見をいただいております。必要とする方に、必要とする時、使ってもらえるようにしていきたいという思いから追記させていただきました。

田中部会長

放課後デイサービスについて、粗製濫造の危惧があり、質を担保するため専門資格者の配置が必須となる制度変更があったと聞いたことがあります。一方で、全国的には、中小の事業者がその制度変更のため事業を継続できず、やめるところも出ているとの指摘もありますが、八尾市ではどのような状況でしょうか。

事務局（障害福祉課）

八尾市内では、制度変更に伴う事業者の廃業という話は聞いておりません。むしろ放課後デイサービスや児童発達に関するニーズが拡大しており、事業者も増加傾向にあるのが現状です。

〈施策 26〉

田中部会長

昨年度の審議会指摘事項として、職員全体のスキル向上を課題としていますが、それに対する基本方針としては、基本方針②が該当するのでしょうか。

事務局（地域共生推進課）

基本方針②の「機関同士の関係づくりや連携による支援体制の充実」とするなかに、職員のスキルアップ等についても大きく含まれていると認識しております。

田中部会長

座間市（神奈川県）では、担当職員だけでなく、全ての職員に対して地域共生社会を意識した研修を実施しておられます。担当課だけの問題ではないので、もっと前面に出していてもよいのではないのでしょうか。

事務局（地域共生推進課）

困窮等の課題を抱えている方の把握のため、窓口のスキルアップツールを全所属に配布するとともに、気づきによって必要な窓口につなげる研修を実施しています。また、研修動画を職員がいつでもみられるようにしています。

田中部会長

窓口対応スキルアップツールに記載されている「気づく力を磨く」というのは良い言葉なので、基本方針等に反映してはいかがでしょうか。

田中部会長

以上で本日の審議対象施策については全て議論してきましたが、再度、気づいたこと、言い残したことがあれば、ご意見をいただきたいと思います。

清水副部長

施策1のD.基本方針⑤について、「児童虐待の予防的観点」という表現が新たに追加されていますが、これに対する取り組みが乳幼児健診等となっており、これで十分な予防になるのでしょうか。何か新たな取り組みにつながるものはありませんでしょうか。

事務局（こども健康課）

1か月児健診が国の補助対象となるなど、乳幼児健診は「児童虐待の予防的観点」においても重要な施策となっています。相談と経済的支援を一体的に行う伴走型支援など母子保健分野におけるポピュレーションアプローチとあわせて、健診の中で保護者の困りごとを質問し、不安な気持ちを把握するなど、早期に児童福祉における必要な支援につながるよう取り組んでいるところです。

清水副部長

健診はどうしても「待ち」の姿勢になります。子どもに対してのアクションは分かりますが、虐待を把握し、予防するためには、保護者への目配りが必要であり、そうしたことへの取り組みを行っていることが分かるような表現を考えていただきたいと思います。

田中部会長

施策4のD.基本方針⑤について、コミュニティの連携によって支援を充実させる必要があると思います。ユースワーク（ユースワーカー）等の先行事例について研究は行っていませんでしょうか。

事務局（こども若者政策課）

ユースプラザやユースセンター等の他市事例について研究しているところです。地域団体や企業のCSR活動を通じて、子どものために何かしたいという声を頂いており、そうした団体等との連携でやれることを検討していきたいと考えております。

田中部会長

基本方針⑤を肉付けすることができないか、ご検討いただきたいと思います。

4. その他

事務局（政策推進課）

次回、第6回評価部会は7月9日（火）に開催します。施策5から16を対象とします。

田中部会長

今回は一週間後とタイトですが、資料を読み込んでいただき、活発な審議をお願いいたします。

本日は中身の濃い議論ができたと思います。各委員の皆さま、事務局の皆さまも夜遅くまでありがとうございました。本日の議事につきましては以上です。